

# 雇用調整助成金

雇用調整助成金は、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等（休業および教育訓練）または出向を行って労働者の雇用の維持を図る場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するものです。教育訓練を実施した場合には、教育訓練費が加算されます

## 支給対象

- ☆支給対象事業主…雇用保険適用事業所
- ★支給対象労働者…雇用保険被保険者

ただし、休業等の実施単位となる判定基礎期間（賃金締め切り期間）の初日の前日、または 出向を開始する日の前日において、同一の事業主に引き続き被保険者として雇用された期間が**6か月未満**の労働者等は対象になりません。

## 主な支給要件

- ①最近3か月の生産量、売上高などの生産指標が前年同期と比べて10%以上減少していること
- ②雇用保険被保険者数及び受け入れている派遣労働者数の最近3か月間の月平均値の雇用指標が前年同期と比べ、一定規模以上（※）増加していないこと。  
※ 大企業の場合は5%を超えてかつ6人以上、  
中小企業の場合は10%を超えてかつ4人以上
- ③実施する休業等および出向が労使協定に基づくものであること
- ④過去に雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金の支給を受けたことがある事業主が新たに対象期間を設定する場合、直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して一年を超えていること

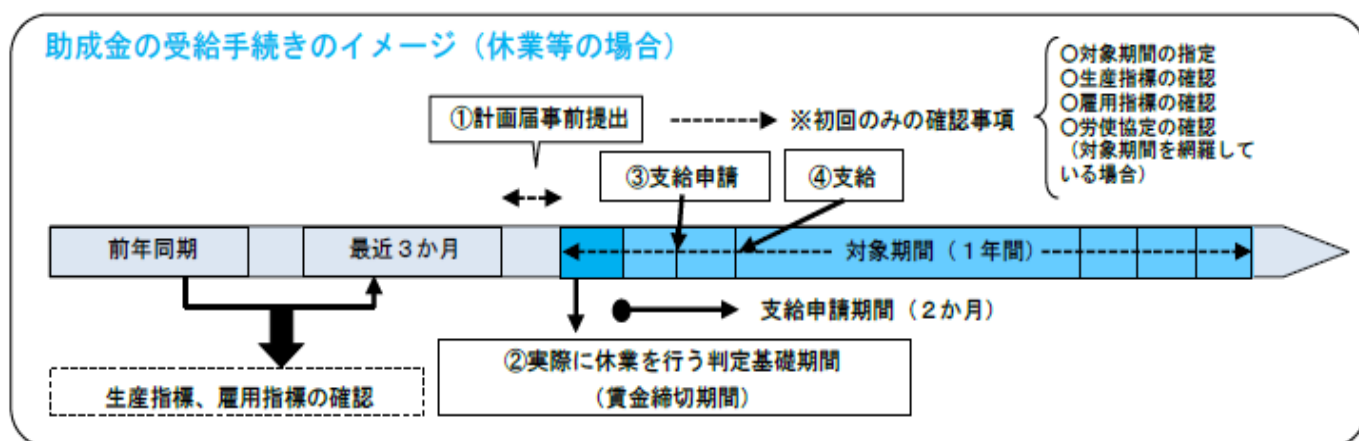
## 助成内容と受給できる金額、手続き

助成内容	受給できる金額	上限
休業等	休業手当または賃金相当額 × 2/3 (大企業は 1/2)	1人1日あたり雇用保険基本手当 日額最高額(※)
出向	出向元事業主の負担額 × 2/3 (大企業は 1/2)	1人1日あたり雇用保険基本手当 日額最高額(※) × 330/365
教育訓練	(1人1日あたり) 1,200円	教育訓練の加算額は上限額に含 まない

※平成 28 年 8 月 1 日現在 : 7,775 円

### 【支給限度日数】

- ・支給限度日数は1年間で100日、3年間で150日



上記のほか、さまざまな要件等があります。詳細確認および利用の際は、労働局またはハローワークにお問い合わせ下さい。

### 【参照】

厚生労働省 HP

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufuki/pageL07.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufuki/pageL07.html)